

鹿嶋市告示第130号

令和7年度鹿嶋市木造住宅耐震診断事業実施要領を次のとおり定める。

令和7年3月31日

鹿嶋市長 田 口 伸 一

令和7年度鹿嶋市木造住宅耐震診断事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿嶋市建築物耐震改修促進計画に定める耐震診断・改修の促進を図るための支援策として、市内に存する木造住宅の所有者又は所有者と同居する家族が耐震診断を受けようとする場合に、市長が茨城県木造住宅耐震診断士を派遣して当該耐震診断を実施することにより、耐震診断・改修を促進し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 一戸建ての住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの）であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）に木材を用いたものであること。

イ 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。

(2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、茨城県知事が認定した木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）が木造住宅の耐震性を評価することをいう。

(対象となる住宅)

第3条 耐震診断の対象となる木造住宅（以下「対象木造住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 鹿嶋市内に存すること。

(2) 昭和56年5月31日以前に着工していること（同日以前に着工しているものであって、同日後に増築が行われたものを含む。）。

(3) 2階建て以下であること。

(4) 過去に市長が実施する耐震診断を受けていないこと。

2 前項第2号に掲げる要件に該当するかどうかの確認は、建物登記日、課税年、建築工事請負契約日、建築確認日等により行うものとする。ただし、建築確認日より確認する場合は、建築確認日から建築工事完了日までの期間が著しく長期にわたらないものとする。

(対象者)

第4条 耐震診断士の派遣を受けることができる者は、対象木造住宅の所有者又は当該所有者と同居する者であって、市税等（市税及び国民健康保険税をいう。）に未納がないものとする。

(申込手続)

第5条 木造住宅の耐震診断を受けようとする者は、個人木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査し、耐震診断士を派遣することを決定したときは鹿嶋市木造住宅耐震診断士派遣決定（変更）通知書（様式第2号）により、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは鹿嶋市木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書（様式第3号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定の内容に変更が生じたときは、当該通知の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第7条 耐震診断士の派遣が決定した者（以下「派遣決定者」という。）は、耐震診断士の派遣を辞退しようとするときは、速やかに鹿嶋市木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(派遣の取消し)

第8条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、鹿嶋市木造住宅耐震診断士派遣取消通知書（様式第5号）により、派遣決定者に通知するものとする。

(派遣費用の負担)

第9条 派遣決定者は、耐震診断に要する費用（以下「負担金」という。）として1棟当たり1,000円を市長が指定する方法により速やかに納付するものとする。

(耐震診断士の派遣)

第10条 市長は、前条の規定により派遣決定者から負担金が納付されたときは、耐震診断士を派遣するものとする。

(結果報告)

第11条 耐震診断士は、耐震診断を実施したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、耐震診断の結果を鹿嶋市木造住宅耐震診断結果報告書（様式第6号）により、派遣決定者に通知するものとする。

（派遣決定者に対する指導）

第12条 市長は、鹿嶋市木造住宅耐震診断結果報告書に基づき当該住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣決定者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（守秘義務等）

第13条 耐震診断士は、当該耐震診断の業務に関し知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）派遣決定者に不必要な改修を勧めること。

（2）その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。